

北海道大学 法科大学院 2022

大志ある法曹をめざして



HOKKAIDO
UNIVERSITY

北の大地が、法曹を志す人の最良の拠点となる。

CONTENTS

北大法科大学院の特色	2
教育プログラム	4
基礎ゼミ・民事法ゼミ・刑事法ゼミ	6
エクスターンシップ	7
履修例	8
開講科目と担当教員	9
司法試験合格の喜び	10
スタッフ紹介	12
入学者の選抜	14

「議論による問題解決者」 を目ざして



城下 裕二

北海道大学
法科大学院長
〈刑法〉

ある法律学者が、「法律家とは、『議論による問題解決者』である」という言葉を残しています。私は、これは大変示唆に富む「定義」であると思っています。

法律家は、世の中で生じる様々な「問題」に対処しなければなりません。そのためには、「何が問題なのか」を明らかにすることが前提となります。言い換えれば、問題を発見すること自体が法律家の仕事であるということにもなるでしょう。その問題は、まだ誰も考えたことのない、未知のものであるという可能性も大いにあります。

さらに、問題を解決するための手段としては、単なる言い争いではなく、「議論」という言語活動が求められます。そこでは、反論と再反論を繰り返すことによって、対立する両者の間に共有しうる結論を見出していかなければなりません。しばしば誤解されているように、「立て板に水」などと形容される弁舌によって一方が他方を説得するのではなく、互いの立場を尊重しつつ一定の方途を探っていくことがあるべき議論のかたちです。

このように、法律家が「議論による問題解決」を行うためには、まずは問題を発見する能力、そして議論を組み立て、相手に納得してもらえるように進めていく能力が必要となります。法律家を志す皆さんに、これらの問題発見能力・議論実践能力を身につけ、高めていっていただくために、北海道大学法科大学院では、優れた実績をもつ研究者教員と、豊富な経験を有する裁判官・検察官・弁護士の実務家教員が協力して効果的・体系的なプログラムを展開しています。言うまでもなく、こうした能力は、短時間で涵養できるものではありません。2年間、あるいは3年間といった期間のなかで、同じ志をもつ人々と切磋琢磨しつつ、不断のトレーニングを続けることが重要となります。それが可能となるように、本法科大学院では、上述したスタッフとともに充実した学習環境を整えています。また、優秀な先輩、そして仲間も待っています。大学構内に溢れる美しい自然も、日々の勉学に励む皆さんをリフレッシュしてくれるに違いありません。

「議論による問題解決者」を目ざす皆さんが、北の大地でそのための第一歩を踏み出されることを、私たちは心から願っています。

大志を抱くみなさんへ

法科大学院では、法律家としての基礎的素養を養い、最終的には司法試験の合格を目指して勉強することになります。スポーツのチームプレーと異なり、チームの優勝、ここでは北大法科大学院チームとしての司法試験合格を目指すわけではありませんが、皆さんが共通の目標を目指し、お互いに切磋琢磨することで、同期生としての仲間意識が形成され、これが北大法科大学院修了生としての一生の宝ものとなります。

法科大学院制度の理念はプロセス重視にあると言われますが、これは法科大学院教育における「コミュニケーションによる法曹養成」の重要性を説いているものです。ひとりぼっちで、教科書の記述を暗記し、筆記試験に備えるのではなく、仲間との多方向のコミュニケーションにより、真理に近づき、自己と他者を形成する、このようなアカデミックな法曹養成を法科大学院は目指しており、また、それは入学と同時に始まる一人前の法律家を育てるための継続教育なのです。

北海道大学法科大学院は抜群の環境の良さを誇っています。法科大学院自体としての学習環境はもちろんですが、北海道という自然豊かな大地の中で、のびのびと学生生活を送れるということが、皆さんにとって大きなメリットとなります。ぜひ、北の大地で法曹教育のスタートをかざってみてください。



小名木 明宏

北海道大学大学院
法学研究科長
〈刑法〉

自分の将来像を描こう

何てステキな仕事なんだろう！ 法律実務家の仕事を紹介する本を読み終わったとき、そう感じました。もう20年位前のことで、長距離バスでの移動中に読むため何気なく手にとった本でした。

当時、会社員の私は、他の社会人と同じく、様々な問題に直面していました。だからなのでしょう、現実起こっている法的問題に対し、「こうあるべき」とする解決像を示し、適切に、そのあるべき解決への道筋をつけていく法律実務家の仕事を知り、惚れました。同時に、こうした個々の誠実な仕事の集積が、よりよい社会をつくる大きな力になるはずだと、強く思いました。

この“現実の法的問題にあるべき解決像を示し、そこへの道筋をつけていく”仕事は、法律知識を持っているだけではできません。法律知識を前提として、それを使いこなす技術を身につけることが不可欠です。更に、関係者の様々な活動や背景事情を理解しようとする姿勢、適正なバランス感覚、高度な倫理観を備えていることも必要です。

こうした法律実務家に必要な素養を身につけ、高めるには、適切なトレーニングを受け、充実した議論を経験することがとても大切です。

ここには、そのためのプログラムがあります。最大限利用して、ぜひ、法律実務家として元気に活躍する自分の将来の姿を思い描いてください。

将来像を描き、わくわくしながら努力することで、必ず、その将来像は実現します。



仲世古 善樹

弁護士
北大法科大学院
特任教授
〈刑事訴訟法〉

知的財産法を究めたい あなたへ

「知財立国」という言葉に代表されるように、我が国の将来にとって決定的に重要なイノベーションを促進するために、知的財産権に注目が集まっています。

法曹を目指す者としても、たとえば企業の顧問弁護士となった場合、知的財産法のことを全く知らないというわけにはいかず、法曹人の教養としての知的財産法の知識が必要となります。また、弁護士ビジネスの戦略として知的財産法を活用しようとする場合には、当然のことながら、企業の知財部、法務部に負けない武器としての知的財産法の知識が必要となります。

北大の法科大学院では、これら双方の要請に対応するプログラムを用意しています。具体的には、合計4単位の講義により法曹人の教養としての知的財産法を身につけてもらいます。さらに、個別の法律を詳しく扱う演習を合計で8単位提供し、「武器としての知的財産法」を学んでもらうことにしています。

ちなみに、北海道大学は、2003年度から2007年度まで、21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」を、2008年度から2012年度まで、同じく知的財産法を一つの柱とするグローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」を実施しました。その成果は、北海道大学情報法政策学研究センターに引き継がれています。将来、実務家として企業法務の場で活躍しようとおもっている方には、北大法科大学院は格好の勉強の場といえるでしょう。



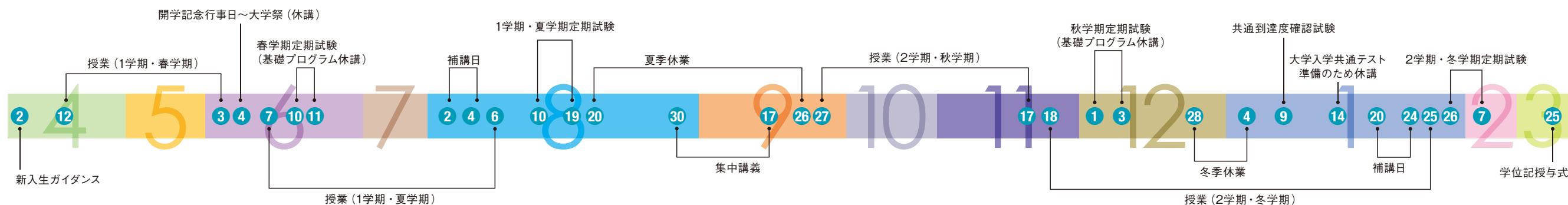
中山 一郎

北大法科大学院
教授
〈知的財産法〉

4

なお、このカリキュラムは令和3年度入学者のものであるため、その点にご注意ください。

4単位以上●対話方式+講義方式



基礎ゼミ・
民法法ゼミ・刑法法ゼミ

基礎ゼミ・民法法ゼミ・
刑法法ゼミとは

3年課程の学生は、従来の法学部教育では約3年間かけて修得していた法学の基礎的な知識を、最初の1年間で修得しなければなりません。そこで、学生を2つの小グループに分け、中堅と若手の弁護士がペアを組んで、1年間10回（民法法7回、刑法法3回）にわたり、法運用の実態を踏まえ、かつ要点をおさえた指導を行います。このグループは、基礎プログラムの民法Ⅰ～Ⅳおよび刑法Ⅰ・Ⅱの少人数「基礎ゼミ」となります。

このゼミでの学習を通して、民刑事法の知識・思考力・センスを養うだけでなく、目指すべき法律家とその業務の具体的なイメージ、そして3年間の学習の基礎となる法律の現実感覚を体得し、さらには将来の進路・目標を考える手掛かりを得ることが期待されます。

また、3年課程の2年生及び2年課程の1年生には、民法法ゼミ・刑法法ゼミが用意されています。民法法ゼミの進め方は、「基礎ゼミ」と同じで年7回行われ、民法に対する理解をより深いものにします。刑法法ゼミでは、2学期に5回行われ、刑法理論の基本的な知識や判例・裁判例の理解の習得を目指します。いずれのゼミも、問題点を発見する能力と共に、論述能力の涵養を図ります。さらに、議論を通じて法律家としての自分の将来像を描き、現実のものにするためにも役立つでしょう。



具体的な授業方法

1 民法ないし刑法の分野の重要問題を、原則として演習の3～4週前の月曜日に、授業のホームページに掲示します。

2 履修者は、問題を検討し、答案を作成します。検討は集団で行って構いません。むしろ、問題によっては、他の履修者と討議しなければ、答案を作成するのが困難なものもあるかもしれません。しかし、答案は各自が自力で別々に作成しなければならず、他の者と共同で作成することは、いかなる理由があっても許されません。

3 答案は制限字数内にまとめて、演習の約10日前の木曜日午前0時から金曜日午後3時までの間に、各自がそれぞれのゼミ担当教員及び担当研究者教員のメールアドレスに直送します。

4 答案は、演習当日までに担当教員が採点し、演習当日にコメントを付して返却します。

5 問題を掲示するときに報告者2名を指名しておき、演習当日はその2名が主報告と副報告を行います。主報告者は問題を整理した上で自分の見解を述べ、副報告者は主報告を補充し、批判します。

6 両報告の後で、担当教員は問題の解説と答案の講評をするほか、学生との質疑応答に応じ、さらには学生間で議論を行わせます。その際、学生の理解度を高めるため、担当教員から特定の学生に対して質問することがあります。これらは、いずれも評価の対象となりますから、学生には積極的に参加することが望まれます。

7 なお、主報告者は答案を演習の4日前にゼミのホームページに掲載する手続きをします。演習履修者全員は、演習の際の議論と質疑応答のために、この答案を事前に必ず検討しておかなければなりません。

8 提出された答案の中から優秀答案を、演習終了時、あるいはその後の早い時期に配布します。

エクスターンシップ

エクスターンシップとは

エクスターンシップとは、学生が弁護士事務所等に一定期間出向いて、現実の実務に携わる実習型の授業です。それによって、実際の実務を知り、学習意欲を高め、さらに職業倫理の素地を養うことが期待されます。

エクスターンシップ体験記

法科大学院 令和3年3月 3年課程修了 K.S

〈エクスターンシップを申し込んだ経緯〉

私は、3年課程2年冬の定期試験が終わった後に、1週間のエクスターンシップに参加しました。当初、あまり勉強が進んでいなかったことから、3年課程3年になってから参加すればいいと思う一方、いち早く法曹実務の在り様を直接見てみたいという気持ちも抱いていました。「ためになるから早く行った方がいい」との先輩の言葉もあり、参加を決めました。

〈エクスターンシップで得られるもの〉

私は、札幌市内の法律事務所にお世話になりました。北大法科大学院のエクスターンシップでは、派遣される学生は担当の弁護士についていくことになります。そして、同行先で出会う実務家の方々からも、色々な話を伺えます。私も、「相談者とのかわり方」、「今引き受けている案件に対するアプローチの仕方」といった興味を惹かれる実務上の具体的なノウハウから、「条文の重要性」、「司法試験に対する心構え」といった司法試験合格者だからこそ語れる経験談等、机上の勉強では得難い事柄をたくさん吸収することができました。さらに、担当の先生からは、「勉強で行き詰まったら、いつでも事務所に連絡しなさい」というありがたい言葉もいただきました。学生と弁護士とが密にかかわれる点も北大エクスターンの強みだと言えます。

〈やりがいに感じたこと〉

エクスターンシップでは、実際に弁護士業務を体験します。私は、エクスターンシップ初日に、「じゃあ、訴状を起草してみようか」と言われて訴状を起草しました。当然、訴状など書いたことがなかったので、訴状に何を記載すればいいのか、課題として与えられた事案はどういう事実関係なのか等、わからないことばかりで、「はい!」と元気に返事をしながらも冷や汗をかいていたことを鮮明に記憶しています。担当の先生が作成した訴状や事務所にある書籍を参考にしつつ、それでも不明な点は相談しながら、二日かかってようやく書き上げることができました。弁護士業務の一端を身をもって体験して、実際的法的紛争の現場で今まで学んだ知識が生きることを実感でき、いち早く法曹として活躍したいという思いが強まりました。

〈まとめ〉

エクスターンシップに参加することで、より一層、司法試験合格へのモチベーションが高まります。またエクスターンシップでは、法律が実際に運用される様を見ることができるので、個々の条文や制度についての具体的なイメージを膨らませることができるので、ここでの経験は日々の勉強にもつながります。みなさんも、北大法科大学院に入学したら、「まだ、勉強が足りていないから…」などと言わずに（無論、勉強を怠らないことも必要ですが）、是非エクスターンシップに参加してほしいと思います。

具体的な授業方法

1 参加希望者への説明会（6月上旬）

受入先、受入人数、実習内容、受入期間等の諸条件や、応募の手続、単位認定、賠償保険の加入等について説明を行います。

2 参加希望調書の提出（6月中旬）

希望者が所定の用紙及び履歴書を添えて申込を行います。この調書を参考に派遣先を決定し、決定された学生に対してオリエンテーションを実施します。

3 エクスターンシップの実施（8～9月及び2～3月）

派遣学生について関係機関に正式な受入依頼を行います。その上で、各学生が受入機関と具体的な日程等について最終的な調整を行い、エクスターンシップを実施します。

4 受入機関からの評価報告書及び派遣学生からのレポート提出（9月下旬または3月）

受入機関から派遣学生に対する評価報告書を提出してもらい、また学生にはエクスターンシップに関する実習報告書を提出していただきます。

5 評価

受入機関からの評価報告書及び派遣学生からの実習報告書に基づき、単位認定および成績評価を行います。

派遣先の例

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、夏季の実施を中止とし、冬季のみ、かつ、実施場所を縮小して実施しました。例年ですと14～15弁護士事務所に派遣しています。

エクスターンシップ派遣先（令和2年度）

札 幌	阿部・千崎・平田法律事務所
	釜井加藤法律事務所
	小林純也法律事務所
	芝・高橋・上村法律事務所
	ユナイテッド・コモンズ法律事務所

履修例

令和3年度入学者向けの内容です。
実際の時間割は以下のURLで確認できますのでご参照ください。
https://www.juris.hokudai.ac.jp/lis/current/timetable/

履修モデルⅠ

3年標準課程学生が先端的ビジネス（特に知的財産法）に強い法曹になるために

学年	基礎プログラム	深化プログラム	法実務基礎プログラム	先端・発展プログラム	学際プログラム	単位数
春学期 夏学期 秋学期 冬学期	憲法Ⅰ② 民法Ⅰ③ 刑法Ⅰ② 憲法Ⅱ① 民法Ⅱ③ 商法Ⅰ② 刑法Ⅱ② 行政法Ⅰ② 民法Ⅲ② 商法Ⅱ② 民訴Ⅰ② 刑訴Ⅰ② 行政法Ⅱ① 民法Ⅳ② 商法Ⅲ② 民訴Ⅱ① 刑訴Ⅱ①	民事法・刑事法基礎ゼミ① [※2]		知的財産法A……② [※1] 知的財産法B……② [※1]		8 9 11 9
前期 後期		公法事例Ⅰ……② 民事法事例Ⅰ……② 民事法事例Ⅱ……② 商事法事例Ⅰ……② 刑事法事例Ⅰ……② 刑事法事例Ⅱ……② 公法事例Ⅱ……② 民事法事例Ⅲ……② 民事法事例Ⅳ……② 商事法事例Ⅱ……② 刑事法事例Ⅲ……②	ローヤリング ＝クリニックA……② ローヤリング ＝クリニックB……②	現代知的財産法C…②	現代法社会論……②	18
前期 後期		公法事例Ⅲ……② 現代家族法……②	民事実務A／B…②／② 刑事手続実務A／B…②／② 法曹倫理Ⅰ……②	現代経済法B……② 経済法A……② 企業法務……② 国際取引法……② 現代経済法A……② 経済法B……②	ヨーロッパ法……②	20 8
合計	33	26	14	22	4	99[※3]

[※1] 春学期（秋学期）・夏学期（冬学期）1単位ずつ計算
[※2] キャップ制（年毎に履修できる科目の上限を設定）の対象外
[※3] 3年課程の修了に必要な単位数は94単位

履修モデルⅡ

2年課程学生が生活に密着した法曹になるために

学年	基礎プログラム	深化プログラム	法実務基礎プログラム	先端・発展プログラム	学際プログラム	単位数
前期 後期		公法事例Ⅰ ……② 民事法事例Ⅰ ……② 民事法事例Ⅱ ……② 商事法事例Ⅰ ……② 刑事法事例Ⅰ ……② 刑事法事例Ⅱ ……② 公法事例Ⅱ ……② 民事法事例Ⅲ ……② 民事法事例Ⅳ ……② 商事法事例Ⅱ ……② 刑事法事例Ⅲ ……②		現代倒産・執行法B ② 租税法A ……② 租税法B …… ② 司法制度論 …… ② 環境法特論 …… ②	現代法哲学……②	18 <

[※4] 2年課程の修了に必要な単位数は64単位

開講科目と担当教員

令和3年度の開講科目と担当教員です。
令和4年度以降は別の教員が担当することもあります。
☆がついているのは、令和3年度に開講されない科目です。
○は専任教員、＊は実務家教員です。

基礎プログラム

	授業科目名	単位	授業担当教員	専	実
基礎プログラム	憲法Ⅰ	2	齊藤正彰	○	
	憲法Ⅱ	1	齊藤正彰	○	
	行政法Ⅰ	2	岸本太樹	○	
	行政法Ⅱ	1	岸本太樹	○	
	民法Ⅰ	3	池田清治	○	
	民法Ⅱ	3	池田清治	○	
	民法Ⅲ	2	池田清治	○	
	民法Ⅳ	2	池田清治	○	
	商法Ⅰ	2	川村力		
	商法Ⅱ	2	川村力		
	商法Ⅲ	2	山本哲生	○	
	民事訴訟法Ⅰ	2	横路俊一	○	
	民事訴訟法Ⅱ	1	横路俊一	○	
	刑法Ⅰ	2	城下裕二	○	
	刑法Ⅱ	2	佐藤陽子	○	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	上田信太郎	○	
	刑事訴訟法Ⅱ	1	上田信太郎	○	
	民事法基礎ゼミ	1	後藤雄則		*
			伊藤絢子		*
			大室直也		*
			吉田悟志		*
			猪瀬健太郎		*
	刑事法基礎ゼミ		清平温子		*
			齋藤健太郎		*
			林順敬		*
					*

深化プログラム

	授業科目名	単位	授業担当教員	専	実
深化プログラム	公法事例問題研究Ⅰ	2	佐々木雅寿	○	
	公法事例問題研究Ⅱ	2	山下竜一	○	
	公法事例問題研究Ⅲ	2	佐々木雅寿	○	
			岸本太樹	○	
	民事法事例問題研究Ⅰ	2	根本尚徳		
	民事法事例問題研究Ⅱ	2	曾野裕夫	○	
	民事法事例問題研究Ⅲ	2	林誠司	○	
	民事法事例問題研究Ⅳ	2	伊藤隼	○	
	商事法事例問題研究Ⅰ	2	山本哲生	○	
	商事法事例問題研究Ⅱ	2	野田耕志	○	
	刑事法事例問題研究Ⅰ	2	城下裕二	○	
	刑事法事例問題研究Ⅱ	2	佐藤陽子	○	
	刑事法事例問題研究Ⅲ	2	仲世古善樹	○	*
	現代家族法	2	藤原正則		
	現代民法（臨時開講科目）	2	池田清治	○	
	刑事訴訟法事例問題演習（臨時開講科目）	2	小林俊彦	○	*
	民事法ゼミ	1	山田幸司		*
			縄野歩		*
			小川翔太郎		*
			小野寺優剛		*
			鷲見圭一		*
			皆川洋美		*
			上村真太郎		*
			横山浩之		*
			中谷亜佑里		*
			仲世古善樹他		
	刑事法ゼミ				

法実務基礎プログラム

	授業科目名	単位	授業担当教員	専	実
法実務基礎プログラム	法曹倫理Ⅰ	2	新川生馬	○	*
	法曹倫理Ⅱ	2	新川生馬	○	*
			渡邊田		*
	民事実務演習A	2	松長一太	○	*
	民事実務演習B	2	林賢一	○	*
	刑事実務演習A	2	小林俊彦	○	*
	刑事実務演習B	2	仲世古善樹	○	*
	刑事実務演習C	2	牛島武人		*
	公法実務演習	2	綱森史泰		*
	ローヤリング＝クリニックA	2	見野彰信	○	*
	ローヤリング＝クリニックB	2	見野彰信	○	*
	エクスターンシップⅠ	1	曾野裕夫	○	
	エクスターンシップⅡ	2	曾野裕夫	○	

先端・発展プログラム

	授業科目名	単位	授業担当教員	専	実
先端・発展プログラム	（先端ビジネス部門）				
	☆現代企業法Ⅰ	2			
	現代企業法Ⅱ	2	三宅新		
	☆現代取引民法	2			
	現代倒産・執行法A	2	山木戸勇一郎		
	現代倒産・執行法B	2	山木戸勇一郎		
	現代倒産・執行法C	2	山崎昌彦		*
	知的財産法A	2	中山一郎	○	
	知的財産法B	2	中山一郎	○	
	知的財産法C（臨時開講科目）	1	中山一郎	○	
			吉田広志		
			田村善之		
			韓相郁		*
			前田健行		*
			酒井将行		*
			紋谷崇俊		*
	☆現代知的財産法A	2			
	☆現代知的財産法B	2			
	現代知的財産法C	2	中山一郎	○	
	現代知的財産法D	2	中山一郎	○	
	経済法A	2	中川晶比兒	○	
	経済法B	2	中川晶比兒	○	
	現代経済法A	2	中川晶比兒	○	
	現代経済法B	2	中川晶比兒	○	
	租税法A	2	田中啓之		
	租税法B	2	田中啓之		
	企業法務	2	松田竜		*
	（部門共通）				
	フィールドワーク	1	曾野裕夫	○	
	（生活関連部門）				
	☆現代生活民法	2			
	環境法	2	山下竜一	○	
	情報法	2	村上裕章		
	☆地方自治法	2			
	労働法A	2	池田悠	○	
	☆労働法B	2			
	労働法特論	2	高橋和征		*
	☆社会保障法A	2			
	社会保障法B	2	加藤智章		
	環境法特論	2	木場知則		*
	医療訴訟	2	大崎康二		*
	（共通科目）				
	司法制度論	2	林賢一	○	*
	国際法A	2	武藤達夫		
	国際法B	2	児矢野マリ		
	国際取引法	2	曾野裕夫	○	
	国際人権法	2	児矢野マリ		
	国際私法	4	齊藤正彰	○	
			嶋拓哉		
	国際私法特論（臨時開講科目）	2	嶋拓哉		
	研究論文	2	曾野裕夫	○	

学際プログラム

	授業科目名	単位	授業担当教員	専	実
学際プログラム	現代法哲学	2	森悠一郎		
	現代法社会論	2	尾崎一郎		
	☆現代法理論	2			
	日本法史	2	桑原朝子		
	西洋法史	2	田口正樹		
	ローマ法	2	水野浩二		
	法と経済学	2	会沢恒		
			野田耕志	○	
			中川晶比兒	○	
	英米法	2	会沢恒		
	☆ヨーロッパ法	2			
	アジア法	2	徐行		
	☆比較法文化論	2			
	政策分析	2	宮脇淳		
	政治過程論	2	空井護		
	国際公共政策学	2	土井翔平		

合格体験記

北大法科大学院・平成31年3月2年課程修了 最高裁判所司法研修所 73期司法修習生 M.Y

①はじめに

私は大学卒業後、社会人として数年間働いた後に北海道大学法科大学院の2年課程に入学しました。2年課程に入学したものの、入学当初の私の法律の知識レベルは決して高いものとは言えないものでした。そんな私が司法試験に1回目で合格できたのは、北大法科大学院に入学して沢山の人たちに支えられたおかげだと思っています。

②北大法科大学院の生活

(1)授業・カリキュラム

2年課程1年目では、ソクラテス・メソッドを利用した双方向形式による事例問題の検討をする授業が多く行われます。当初、私は授業中に上手く発言ができないことも多く、恥ずかしい思いをすることも多かったです。ですが、恥ずかしい思いをすることで自分の弱点に向き合うことができ、授業の理解がより深まりました。

また、既修者ゼミという札幌弁護士会の弁護士の先生方による答案添削ゼミも行われています。ゼミでは、法律の知識だけではなく、答案の書き方について個別に実践的なアドバイスを貰え、ゼミ終了後には懇親会もよくありました。ここまで親身に弁護士の方々が学生に向き合ってくれる法科大学院は少ないと、他の法科大学院の出身者から聞きます。卒業後も既修者ゼミの先生に懇意にさせていただくなど、とても有難いご縁もできたので、積極的にゼミに参加することをお勧めします。

2年課程2年目では実務家教員による授業などが多く行われます。現役の検察官や裁判官の授業が増え、机の上の知識がどのように実務で使われるのかがイメージができました。そして、実務のお話を聞きする中で、勉強のモチベーションがどんどん自分自身の中で高まっていったことを覚えています。

(2)施設・設備

自習室では、一人一人に十分な大きさの固定席と本棚を利用できます。同期や先輩方と同じ自習室で勉強することで、お互いに刺激になります。また、判例検索システムや24時間使える法科大学院生用の図書館など

の設備も充実しており、勉強の中で出てきた疑問点などをすぐに調べることができ、とても助かりました。

ちなみに私は勉強の息抜きに北大構内の散歩をしたり、中央ローンの芝生で同期と昼ごはんを食べたりしていました。自習室のすぐ近くに緑が多くあるという環境も北大法科大学院の良いところだと思っています。

③司法試験の勉強を振り返って

私は司法試験の勉強法について、いろいろ試行錯誤していました。ですが、ずっと意識していたことは「自分の弱点にまっすぐに向き合おうとしたこと」でした。

分からないことがあった時には、教授に質問に行きました。どの教授も親身に私の質問に答えてくださり、自分のあやふやな理解が整理されていきました。また私は、司法試験の過去問を同期に見てもらい、答案が真っ赤になるくらいまで添削をしてもらいました。自分で気づかない文章の癖や論理の繋がりなどについても忌憚のない意見をもらい、答案を書く力が向上したことを覚えています。恥ずかしくなることも沢山ありましたが、自分1人で勉強を完結するのではなく、周囲の人たちと関わり合いながら、自分の弱点を克服していったことが合格に近づく道だったと思います。

④おわりに

私は温かく指導熱心な先生方や向上心溢れ優しい同期に恵まれながら、充実した学習環境の北大法科大学院で勉強をしたことで、1つずつできることが増えるようになりました。入学当初はできないことばかりだった私が司法試験に合格できたのは、北大法科大学院のおかげだと思っています。

北大法科大学院には、努力を積み重ねるのに最適な環境が揃っています。教員、授業、同期、施設設備…これらの素晴らしい環境を活かして、みなさんの努力が実ることを願っています。

～授業について～

法実務基礎プログラムは、全ての授業が法曹実務家により行われ、1年目では抽象的だった将来のビジョンがより具体的になりました。これまで学んだ知識は、実務で使う知識やスキルと完全に一致するというわけではないものの、これに確実につながっていて生きるのだということを実感し、試験勉強のモチベーションがさらに上がりました。

③修了から司法試験まで

北大法科大学院は、入学時から1回目の司法試験まで、自習室にあるデスクが個人に割り当てられます。これは、大人数の法科大学院にはない大きな強みです。重たい教材なども自分のデスクに収納しておけるので、毎日持ち運ぶ必要がありません。私は入学時から毎日のように自習室で勉強し、修了後もこれを継続してそれまでと変わらぬペースで勉強することができました。

また、試験の延期が発表されてからは特に鬱々としたきもちになったことがありましたが、大学内の木々の美しい風景や小動物たちを見ながら登下校すると、とても癒されリフレッシュすることができました。

結果として、目指していた順位で司法試験に合格することができました。

④最後に

試験勉強をするに当たり私が大切だと思うことは、自分の性格を知り、自分に適した環境と勉強方法を自分の頭で探り、考え、取捨選択することです。また、常に心がけていたことは、間違えることを恥ずかしく思わないことです。間違えた分だけ経験と知識を得ていくのだと考え、授業では積極的に発言や質問をしていました。少人数授業で、発言しやすい雰囲気のある北大法科大学院に進学して、本当に良かったと思います。

北大法科大学院に進学される皆様にも、ぜひ、少人数であることの利点を大いに活かし、のびのびと勉強し、目標を達成して頂きたいです。心より、応援しております。

合格体験記

北大法科大学院・平成31年3月2年課程修了 最高裁判所司法研修所 73期司法修習生 N.S

①はじめに

私は、北大法学部3年生のとき、いわゆる飛び級制度を利用して北大法科大学院を受験し、入学しました。後述するとおり、飛び級制度には、大きなメリットがありました。入学した時点では、十分な学力があるとはいえない状況でしたが、北大法科大学院で勉強した結果、司法試験に、1回目の受験で合格することができました。

私が勉強するにあたって感じたことを紹介することによって、少しでも、北大法科大学院への進学を考えている方の参考になればと思っています。

②北大法科大学院での勉強

(1)講義・教員

私は、自主ゼミなどで友人と勉強することもありましたが、1人で勉強する時間が多かったと思います。1人で勉強していると、自分が使っている教科書や問題集に載っていること以外の事柄を勉強することがあまりありませんでした。しかし、北大の講義では、1人での勉強ではカバーできなかった問題意識や判例、学説に触れることができました。また、私は、司法試験の勉強をする上で、自分で考えるということを重視していました。そのため、法解釈の勉強をするときは、規範に対して理由づけは十分なのか、また、論理の飛躍はないのかということを考えていました。その点、典型的な論点についての判例だけではなく、発展的な問題意識や判例、学説が示される北大の講義は、自分で考えるトレーニングになりました。さらに、そのような発展的な事項についても考えることによって、かえって、基本的な事柄についての理解がすすんだと感じます。

また、司法試験の勉強をしていると、自分で考えたり、図書館などで調べたりしても、どうしてもわからないことがありました。そのようなときに、気軽に先生方に質問できる北大の環境は、非常に役立ちました。

(2)設備

私は、司法試験の勉強は自宅で行うことが多く、自習室を利用したのは、主に、講義と講義の間の時間でした。北大の自習室は、1人1人に1席が割り当てられるので、私のように、朝から自習室で勉強することがあまりない学生であっても、必要なときは必ず利用することができました。そのため、空いている自習室の席を探すことに時間をとられてしまうということがなく、空きコマを無駄なく利用できました。また、1人に1つ、ロッ

カーが割り当てられるので、小さなことではありますが、自習室内でコートやカバンの置場に困ることがなく、勉強に集中できる環境でした。

さらに、ミーティングルームという自習用の小部屋やW棟6階の自習室前のラウンジがあるので、図書館以外でも、自主ゼミをする場所に困らなかったです。

北大の図書館は、蔵書が豊富なので、司法試験の勉強をする中で、参照したい書籍がないということがほとんどなく、調べ物をする上で役立ちました。

③飛び級制度を利用して

前述のとおり、私は、いわゆる飛び級制度を利用し、学部3年生のときに北大法科大学院を受験し、本来であれば学部4年生に進級するはずだった4月に法科大学院の既修者コースに入学しました。

私は、学部3年生の時点で、最終的な進路をどうするのかまでは決めることができていませんでした。ただ、司法試験を受験することは、決めていたので、飛び級制度を利用することに迷いはありませんでした。たしかに、入学時点で学力不足なのではないかという不安もありましたが、それよりも、本来より1年早く司法試験を受験できるメリットのほうが大きいと考えたことが飛び級制度を利用した理由です。1年早く受験できるということは、その分だけ本番の司法試験に慣れることができますし、なにより、1回目の受験で合格できた場合、自分の希望する進路に、通常よりも1年早くすすめるということが非常に魅力的でした。

また、入学時点で学力不足ではないかという不安は、講義後などに、先生方に質問することで、解消されました。

④おわりに

司法試験の勉強それ自体は、基本的には、1人ですすめていくものだと思います。もっとも、勉強をする適切な環境は、必ずしも1人で整えることができるとは限りません。北大法科大学院は、充実した講義や設備など、勉強に打ち込むことができる環境が整っています。私自身、その環境を利用できたことが、司法試験の合格に大きく影響したと感じています。

北大法科大学院に進学した皆さまが、満足のいく勉強ができることを願っております。

司法試験合格実績

各年毎の司法試験結果

	2年課程			3年課程			合計		
年度	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
2016	72	21	29.17	56	9	16.07	128	30	23.44
2017	71	22	30.99	47	7	14.89	118	29	24.58
2018	60	16	26.67	48	7	14.58	108	23	21.30
2019	59	19	32.20	45	6	13.33	104	25	24.04
2020	48	17	35.42	40	2	5.0	88	19	21.59

スタッフ紹介

掲載順

氏名●●法科大学院における担当科目

●専門分野

専任教員

研究者教員	
池田 清 治	● 民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、現代民法（臨時開講科目） 民法：契約法の基礎理論とその現代的展開を研究してきたが、最近は消費者法にも関心を持っている。
池田 悠	● 労働法A 労働法：労働契約関係をめぐる個別的・集団的な規律、労働法と他の法分野との交錯領域。
上田信太郎	● 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 刑事訴訟法：近時は刑事証拠法分野のうち補強法則、自白の信用性の問題を中心に研究を行っている。
岸本 太 樹	● 行政法Ⅰ・Ⅱ、公法事例問題研究Ⅲ 行政法学：近年では、特に、公共的な事務・事業の遂行を民間事業者等に委託する際に締結される行政契約（民間委託契約）に焦点を当てた研究を行っている。
齊 藤 正 彰	● 憲法Ⅰ・Ⅱ、国際人権法 憲法：憲法と国際法の関係など
佐々木雅寿	● 公法事例問題研究Ⅰ・Ⅲ 憲法：対話的違憲審査の理論、カナダ憲法、人権の実効的救済方法など。
佐 藤 陽 子	● 刑法Ⅱ、刑事法事例問題研究Ⅱ 刑法：違法論、なかでも被害者の承諾論を中心に研究を行っている。最近では、性犯罪や、拐取罪といった各論分野の研究も行っている。
城 下 裕 二	● 刑法Ⅰ、刑事法事例問題研究Ⅰ 刑法：責任論・未遂犯論・罪数論・量刑論を中心に研究を行っている。最近では、医事刑法、特に終末期医療、臓器移植、臨床研究および精神医療をめぐる諸問題についても検討している。
曾 野 裕 夫	● 民事法事例問題研究Ⅱ、国際取引法、エクスターンシップⅠ、エクスターンシップⅡ、フィールドワーク、研究論文 民法：契約法・国際取引法を私的秩序形成における法の役割という視点から研究しています。また、私法統一のプロセスにも関心をもっています。
中川晶比兒	● 経済法A・B、現代経済法A・B、法と経済学 経済法（独占禁止法の解釈・適用に関する理論的検討）、個人情報保護法、薬価規制の研究など。
中山 一 郎	● 知的財産法A・B・C（臨時開講科目）、現代知的財産法C・D 知的財産法：研究対象は、特許法を始めとする知的財産法です。解釈論のみならず、政策形成プロセスにも関心があります。また、実証的な分析を取り入れた研究についても模索しています。
野 田 耕 志	● 商事法事例問題研究Ⅱ、法と経済学 商法：主に金融商品取引法と会社法。企業情報開示制度、コーポレート・ガバナンス、証券取引規制。
林 誠 司	● 民事法事例問題研究Ⅲ 民法：不法行為法。特にドイツ法を参考として、不法行為法の要件・効果に関する基礎理論とその現代的展開に関心を持って研究しています。
山下 竜 一	● 環境法、公法事例問題研究Ⅱ 行政法、環境法：ドイツ環境法の研究から出発しましたが、最近は、日本の原発問題や人口減少問題を素材にして従来の行政法理論を検証することを主な研究テーマにしています。
山本 哲 生	● 商法Ⅲ、商事法事例問題研究Ⅰ 商法：企業取引に関する法規制、企業組織に関する法規制。保険契約法。
横 路 俊 一	● 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 民事訴訟法：主に、判決手続全般及び調停等のADRに関心をもっています。

実務家教員	
見 野 彰 信	● ローヤリング=クリニックA・B 弁護士：平成12年弁護士登録。民事事件、刑事事件、家事事件、中小企業法務等を取り扱っています。過去に刑事法基礎ゼミを担当していました。
小 林 俊 彦	● 刑事実務演習A、刑事訴訟法事例問題演習（臨時開講科目） 検事：平成7年検事任官。東京・高松・那覇・横浜・札幌・岐阜・名古屋・さいたまの各地検、札幌・東京の各高検で勤務。殺人等の凶悪重大事件、大規模詐欺等の財政経済事件、密輸・密売等の薬物事件等、多数の捜査・公判を担当。
仲世古善樹	● 刑事法事例問題研究Ⅲ、刑事実務演習B 弁護士：富良野出身。銀行等勤務を経て平成19年弁護士登録。札幌総合法律事務所のパートナー弁護士。中小企業法務、倒産事件を多く扱っており、刑事事件も好きで力を入れています。
新 川 生 馬	● 法曹倫理Ⅰ・Ⅱ 弁護士：平成8年弁護士登録。平成6年3月北海道大学法学研究科修士課程修了。平成元年～平成2年北海道銀行勤務。過去に、未修者基礎ゼミを担当。
林 賢 一	● 民事実務演習B、司法制度論 弁護士：司法書士としての活動を経て平成15年弁護士登録。企業法務、M&A、企業倒産処理（破産、民事再生、私的整理）を多く扱っています。

兼任教員

研究者教員	
会 沢 恒	● 法と経済学、英米法、比較法文化論 比較法・英米法：懲罰的賠償と不法行為改革・民事司法。連邦制。アメリカ型法思考と「政策」。現代アメリカの「保守」。ニューヨーク州弁護士。
伊 藤 隼	● 民事法事例問題Ⅳ 民事訴訟法：判決手続全般。特に多数当事者訴訟について研究している。
尾 崎 一 郎	● 現代法社会論 法社会学：日本の都市の共同体における公共性と法との関わりについての研究。
川 村 力	● 商法Ⅰ・Ⅱ 商法：企業結合。会社財産と債権者の関係。倒産と企業再編。金融取引及び金融規制
桑 原 朝 子	● 日本法史 日本法制史：主に前近代の日本における法と文学の関係の研究
見矢野マリ	● 国際法B、国際人権法 国際法、国際環境法、国際漁業法、国際法の執行過程論
嶋 拓 哉	● 国際私法、国際私法特論（臨時開講科目） 国際私法：準拠法および国際民事手続法に関する研究全般。
徐 行	● アジア法 中国法：司法制度・司法改革、台湾法：司法院大法官解釈
土 井 翔 平	● 国際公共政策学 国際関係論、経済と安全保障、フォーマルモデル、統計分析
空 井 護	● 政治過程論 政治学：現代政治分析、デモクラシー論、戦後日本政治史。
田 中 啓 之	● 租税法A・B 租税法・行政法：共同事業者課税、非営利団体法、租税法総論、ドイツ法学
根本 尚 徳	● 民事法事例問題研究Ⅰ 民法：差止請求権の基礎理論、不法行為法
三 宅 新	● 現代企業法Ⅱ 商法：保険契約法、特に重大事由解除についての研究。会社法。
水 野 浩 二	● ローマ法 西洋法学史、とくに中・近世学識法における訴訟手続。19世紀以降のドイツ・日本の民事訴訟法史。
宮 脇 淳	● 政策分析 行政学：国・地方自治体の政策立案・過程の研究を基本に、公的プロジェクト形成と行政マネジメントの領域に取り組み、とくに、国・地方自治体等公的部門と民間部門間の事業連携に関するコンプライアンス問題を中心にしています。
森 悠一郎	● 現代法哲学 法哲学：「法とはいかなる内容であるべきか?」を探索する正義論の領域で、平等論、差別論、グローバルな正義について研究しています。

山木戸勇一郎	● 現代倒産・執行法A・B 民事手続法（民事訴訟法、民事執行法、倒産処理法など）および民事手続法上の問題に関連する実体法。
吉 田 広 志	● 知的財産法C（臨時開講科目） 特許法を中心として、わが国の知的財産法制のあり方を研究しています。メーカーでの勤務経験や、弁理士としての経験を生かした「ユニークな研究」を目指しています。

実務家教員	
伊 藤 絢 子	● 民法法基礎ゼミ 弁護士：平成21年弁護士登録。民事事件、家事事件、刑事事件全般に渡る種々の事件を取り扱っています。
猪瀬健太郎	● 民法法基礎ゼミ 弁護士：平成21年北大法科大学院修了。平成23年弁護士登録。平成24年から3年間、留萌ひまわり基金法律事務所へ赴任した後、札幌にて独立開業。一般民事、家事、中小企業法務を中心に活動しています。
上村真太郎	● 民法法ゼミ 弁護士：平成25年弁護士登録。民事事件、家事事件、刑事事件全般に渡って事件を取り扱っています。特に保険事故、相続財産管理人等の裁判所事案を多く取り扱っています。
牛 島 武 人	● 刑事実務演習C 裁判官：平成17年10月任官。東京、松江、小田原支部、裁判所職員総合研修所で勤務。現場では主に刑事事件と少年事件を担当。研修所では刑訴法、刑法の実務に関する講義等を担当。

大 崎 康 二	● 医療訴訟 弁護士：2004年弁護士登録。2019年札幌医療事故問題研究会事務局長就任。民事事件は幅広くやっている方だと思う。最近は子どもの権利擁護、高齢者・障害者の支援など趣味の仕事（お金になりにくい仕事）で本業が圧迫されつつある。
大 室 直 也	● 民法法基礎ゼミ 弁護士：平成27年弁護士登録。一般民事事件、家事事件、刑事事件などを取り扱っております。
小川翔太郎	● 民法法ゼミ 弁護士：平成26年弁護士登録。個人・法人、民事・刑事を問わず様々な分野の事件を取り扱っています。
小野寺優剛	● 民法法ゼミ 弁護士：平成23年北法学部卒業。平成25年北大法科大学院修了。平成26年弁護士登録。

清 平 温 子	● 民法法基礎ゼミ 弁護士：平成10年に北法学部を卒業後、裁判所職員として勤務。平成24年北大法科大学院（3年課程）修了。平成25年弁護士登録。
後 藤 雄 則	● 民法法基礎ゼミ 弁護士：平成19年弁護士登録。平成22年9月に独立し、現在は民事事件を中心に企業関係、金融、労働、倒産事件を取り扱っています。
木 場 知 則	● 環境法特論 弁護士：平成16年弁護士登録。一般民事、家事、倒産処理、刑事事件等を取り扱っています。
齋藤健太郎	● 刑事法基礎ゼミ 弁護士：平成19年弁護士登録。一般民事・家事事件、中小企業法務を取り扱っています。医療過誤、交通事故得意分野としています。
酒 井 將 行	● 知的財産法C（臨時開講科目） 企業において研究開発業務に従事した後に、弁理士事務所にて実務経験を積んだ上で、情報通信分野における国内有数の研究所に転じ、知的財産担当の部長を務めている。AIやIoTなどの先端技術への造詣が深い。

鷲 見 圭 一	● 民法法ゼミ 弁護士：平成18年北法学部卒業。平成21年北大法科大学院（3年課程）修了。平成22年弁護士登録。
高 橋 和 征	● 労働法特論 弁護士：平成17年北法学部卒業。平成19年弁護士登録。
網 森 史 泰	● 公法実務演習 弁護士：平成16年弁護士登録。平成26年北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻修士課程修了。取扱分野は民事事件一般。
中谷亜佑里	● 民法法ゼミ 弁護士：平成26年北法学部卒業。平成28年北大法科大学院修了。平成29年弁護士登録。

縄 野 歩	● 民法法ゼミ 弁護士：平成10年北海道庁に入庁。道職員時代には政策研究大学院大学を修了し、修士号（政策研究）を取得。公務員経験を経て、北大法科大学院に進学し、平成23年に弁護士登録。
林 順 敬	● 刑事法基礎ゼミ 弁護士：平成22年弁護士登録。勤務弁護士を経て平成28年に独立開業。刑事事件を多く扱っている。日弁連刑事弁護センター、札幌弁護士会刑事弁護センター運営委員会に所属。

韓 相 郁	● 知的財産法C（臨時開講科目） 韓国弁護士：韓国有数の法律事務所である金・張法律事務所のパートナー弁護士。韓日の知的財産法を比較した実務的な観点から講義を行う。
松 田 竜	● 企業法務 弁護士：平成11年弁護士登録。平成16年北海道大学大学院法学研究科修士課程修了。主に企業法務、金融法務を取り扱っています。
皆 川 洋 美	● 民法法ゼミ 弁護士：平成19年北法学部卒業、平成22年北大法科大学院修了、旭川での司法修習を経て平成23年弁護士登録（札幌弁護士会）。労働問題（過労死・ブラック企業関連）と家事関連問題を多く扱っています。

紋 谷 崇 俊	● 知的財産法C（臨時開講科目） 大手渉外事務所において知的財産関連の長年の実務経験を有する弁護士・弁理士である。また、米国のみならずドイツへの留学経験も有しており、欧米双方の事情にも通じているほか、経済産業省における法律立案業務も経験している。
---------	--

山 崎 昌 彦	● 現代倒産・執行法C 弁護士：平成11年弁護士登録。企業法務、企業倒産、企業内不正調査、債権回収業務を多く扱っております。
山 田 幸 司	● 民法法ゼミ 弁護士：平成22年弁護士登録。
横 山 浩 之	● 民法法ゼミ、刑事法ゼミ 弁護士：平成28年弁護士登録。民事事件、家事事件、行政事件、刑事事件など幅広く多くの事件を取り扱っています。
吉 田 悟 志	● 民法法基礎ゼミ 弁護士：平成20年弁護士登録。企業や個人からの依頼を受け、民事事件を中心に業務を行っています。

渡 邊 宙	● 法曹倫理Ⅱ 弁護士：平成15年弁護士登録。平成27年から4年間、刑事法基礎ゼミを担当。
-------	--

非常勤教員	
加 藤 智 章	● 社会保障法A 社会保障法：社会保険における強制加入、保険者・被保険者関係、財源論など、社会保険の総論的検討を行いたいと考えています。
田 口 正 樹	● 西洋法史 東京大学法学部政治学研究科教授：中世後期ドイツの国制史・法史、具体的には帝国と領邦の相關関係、国王裁判権の機能、都市の刑事司法、学識法書の活動など。
田 村 善 之	● 知的財産法C（臨時開講科目） 東京大学法学部政治学研究科教授：知的財産法全般にわたる体系の構築と裁判例の研究。
藤 原 正 則	● 現代家族法 民法：不当利得法、担保法、家族法、特にドイツの相続に関する予防法学を中心とした相続法。
武 藤 達 夫	● 国際法A 関東学院大学法学部准教授：発展への権利など
前 田 健	● 知的財産法C（臨時開講科目） バイオ系の修士を取得後に法科大学院に入学し、新司法試験にも合格しており、技術と法律の双方に通じた研究者として、特許法を始めとする知的財産法分野において多数の業績を発表している。
村 上 裕 章	● 情報法 成城大学法学部教授：行政法特に行政訴訟、情報公開、個人情報保護を中心に研究。

令和4年度法科大学院入試について

令和4年度入試（令和3年度実施）より、入学者選抜試験が大きく変わります！

はじめに

北大法科大学院では、従来の一般選抜に加えて特別選抜を実施します。各選抜の詳細は募集要項で確認してください（令和3年5月下旬公表予定）。

特別選抜は、法曹養成プログラム登録学生向けの入試です。一般選抜は、従来どおりの入試で、法学未修者を対象とする3年課程と法学既修者を対象とする2年課程のそれぞれに応じた選考方法をとっており、社会人や非法学部出身者などの多様な入学者を確保します。

● 特別選抜（2年課程のみ）

1 法曹養成プログラム 5年一貫型

- ① 募集人員：2年課程7名程度
- ② 対象：以下のすべての条件を満たす者
 - 北海道大学法科大学院と連携する法曹養成プログラムに登録している学生であること。
 - 全科目のGPAが2.7以上であること。
 - 受験までに法曹養成プログラムで開講される以下の指定科目の単位を取得していること。
憲法 4単位以上、民法 8単位以上、刑法 4単位以上
- ③ 実施時期：9月下旬に実施
- ④ 実施形態：書面審査及び面接試験

2 法曹養成プログラム 開放型 前期日程・後期日程

- ① 募集人員：2年課程8名程度（前期日程及び後期日程を併せた人数）
- ② 対象：連携または非連携法曹コース修了予定者
 - 法曹養成プログラムに登録している学生であること（在籍大学を問わない）。
 - 受験までに法曹養成プログラムで開講される以下の指定科目の単位を取得していること。
憲法 4単位以上、民法 8単位以上、商法 4単位以上、刑法 4単位以上
刑事訴訟法 4単位以上、または、民事訴訟法 4単位以上
- ③ 実施時期：①【前期日程】令和3年10月31日(日)
②【後期日程】令和4年2月6日(日)
- ④ 実施形態：書面審査及び筆記試験（法律科目試験。試験科目は以下のとおりです。）
※法律科目試験（憲法、民法、商法（商行為・海商・保険法を除く）、刑法、民事訴訟法または刑事訴訟法の1科目・合計5科目）

● 一般選抜（2年課程・3年課程）

- ① 募集人員：2年課程15名程度（前期8名、後期7名）、3年課程20名程度（前期10名、後期10名）
- ② 対象：大学院入学資格による（法曹コース在籍を問わない）。
いわゆる「飛び級」の出願資格もあります（但し事前出願資格審査が必要です）。
- ③ 実施時期：【前期日程】令和3年10月30日(土)～31日(日)
【後期日程】令和4年2月5日(土)～6日(日)
※特別選抜（法曹養成プログラム開放型）との併願も可能 ※東京会場を前期日程に設置予定
- ④ 実施形態：書面審査及び筆記試験
3年課程：小論文試験
2年課程：法律科目試験（憲法、民法（家族法を含む）、刑法、民事訴訟法（倒産・執行法を除く）、刑事訴訟法、商法（海商・保険法を除く）、行政法（総論及び救済法））
- ⑤ 審査の概要：書面審査（入学願書・成績証明書・志望理由書・能力証明資料等の書類を総合的に評価する）により、第1次選抜を行います。そして、その合格者に対して本学独自の試験を課し、最終合格者を決定します（第2次選抜）。
第2次選抜の2年課程希望者への試験では、法律科目試験を課し、書面審査及び法律科目試験の結果により合格者を決定します。なお、各科目において最低ラインに達していない科目が3科目以上ある者については、それだけで不合格とします。最低ラインは、北海道大学法科大学院における基礎プログラム科目の単位認定に必要な学修レベルとします。最低ラインに達していない科目が2科目以内で、かつ、2年課程の入学者選抜試験の合計点で合格ライン以上の者については、2年課程へ条件付き合格とします。2年課程へ条件付き合格した者は、法律科目試験において最低ラインに達していない科目について、単位認定試験を受験し、合格すれば当該科目も含めて法学既修者認定します。3年課程及び2年課程を併願する場合は、小論文試験及び法律科目試験を受験しなければなりません。
- ⑥ 法学既修者認定試験（課程変更試験）
前期日程で3年課程のみに合格し、入学手続きを済ませた場合であっても、後期日程に実施する法学既修者認定試験（課程変更試験）に合格した場合、2年課程への入学を認めます。試験科目については、2年課程法律科目試験と同じ科目試験となります。

成績優秀者特別免除制度

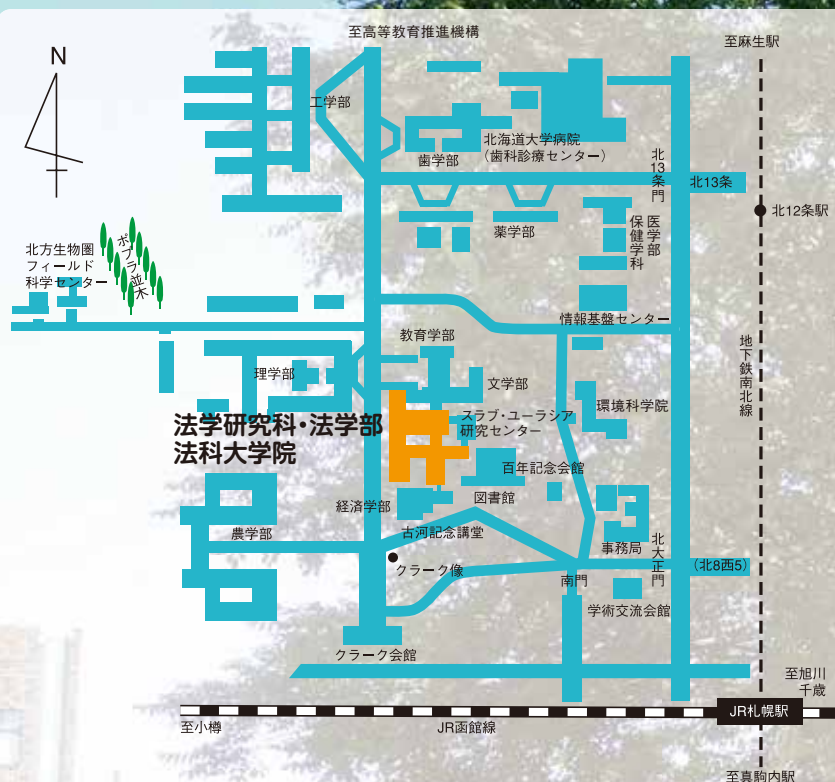
北大法科大学院には入学試験の成績のみに基づく入学料および授業料（初年度分）の免除制度があります。これが成績優秀者特別免除制度です。適用を受ける者の枠は5名とし、同一の方について、入学料と授業料の双方を免除します。なお、経済状況及び学業成績に基づく通常の免除制度も別途存在します。

入学時に必要な経費

学生納付金については、最終合格者に別途通知するが、令和3年度入学者の授業料等の額は、下記のとおりです。

- (1) 入学料：282,000円（予定額）
- (2) 授業料の年額：804,000円（予定額）

※上記の納付金は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用されます。



新千歳空港からは、15分おきに出ている「JR快速エアポート」に乗って36分で札幌駅着。
駅北口から徒歩7分で法科大学院に着きます。

北海道大学 大学院法学研究科・法学部

〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目

●問い合わせ先●

北海道大学大学院法学研究科
学事担当

TEL(011)706-3964

E-mail: lawschool@juris.hokudai.ac.jp

詳しい説明がホームページに記載されています。
随時更新しておりますので、ご一読ください。

<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/>



テレメールによる学生募集要項の請求方法

<http://telemail.jp> にアクセスし、

ガイダンスに従ってご請求ください。

資料は1～2日後に届きます(発送開始日前の請求を除く。)

資料請求番号

750000 (料金後納/随時発送)



スマートフォン・携帯電話用
バーコード
(資料請求番号の入力不要)